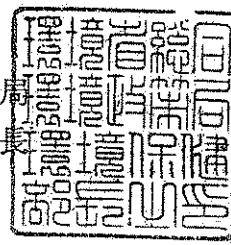


熊本県知事 殿

環境省総合環境政策局
環境保健部



「水俣病総合対策実施要領」の一部改正について

「水俣病総合対策実施要領」（平成 8 年 1 月 12 日付け環保企第 14 号環境保健部長通知）の一部を下記のとおり改正し、平成 22 年 5 月 1 日から適用することとしたので通知する。

記

1. 第 26 項を第 28 項とし、第 25 項を第 27 項とする。
2. 第 24 項を次のように改め、同項を第 26 項とする。

26 経過措置

平成 22 年 5 月 1 日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者に対しては、関係県知事が、第 20 項第 5 号若しくは第 22 項第 3 号により救済措置対象者若しくは療養費対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付するまでの間又は関係県知事が、第 20 項第 3 号の申請をした者に対し、第 20 項第 1 号若しくは第 22 項第 1 号イ若しくは同号ウに該当しないことを理由として救済措置対象者若しくは療養費対象者としない旨を通知するまでの間は、従前の例により療養費等を支給する。

3. 第 23 項を次のように改め、同項を第 25 項とする。

25 国の補助

国は、予算の範囲内において、関係県市がこの事業のために支出した費用に対し、その 10 分の 8 (健康管理事業にかかる経費、医療手帳の交付を受けた者にかかる経費のうち環境大臣の定める経費並びに療養費対象者が、改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者のうち平成 17 年 10 月 31 日以前に保

健手帳の交付を受けた者である場合であつて、当該者が第22項第3号アにより水俣病被害者手帳を交付された場合、その者にかかる療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は離島加算の経費のうち環境大臣の定める経費についてはその2分の1）を補助するものとする。

4. 第22項中「保健手帳の交付を受けようとする者」を「救済措置対象者若しくは療養費対象者」に改め、同項を第24項とする。

5. 第21項の次に次の2項を加える。

22 療養費対象者

(1) 水俣病被害者手帳の交付の対象は、第20項第5号の救済措置対象者のほか、次に定める療養費対象者とする。

ア 平成22年5月1日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者であつて、第20項第3号の申請を行わず療養費の支給のみを求めるもの。この場合、関係県知事にその旨を申請しなければならない。

イ 第20項第3号の申請をし、救済措置対象者とならなかつた者のうち、第20項第1号ア又はイのいずれかに該当することにより過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者であつて、別に定める水俣病にもみられる神経症状（その原因が明らかであるものを除く。以下「指定症状」という。）を有すると認められるもの（医療手帳交付者を除く。）。

ウ 療養費対象者となることを求め、関係県知事にその旨を申請し、第3号ウにより認められた者（第20項第4号の規定は、この申請をした者について準用する。この場合において「救済措置の対象」とあるのは「療養費の対象」と読み替えるものとする。）。

(2) 第14項第2号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同号中「医療手帳の交付の対象」とあるのは、「救済措置の対象」と読み替えるものとする。

(3) 関係県知事は、次に定める要件に該当すると認めた場合は、療養費対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付する。

ア 第1号アの申請を受理し、これを認めたとき

イ 第20項第3号の申請をした者に対し、第20項第1号に該当しないことを理由として救済措置対象者とならなかつた者について、併せて、当該申請をした者が第1号イに該当するかどうかを審査し、同号に該当すると認めたとき

ウ 第1号ウの申請を受理し、第1号イの要件に該当するかどうかを審査し、同号に該当すると認めたとき

(4) 関係県知事は、前号イ又はウの審査を行うに当たっては、あらかじめ、第

20項第6号の判定検討会の意見を聽かなければならない。

- (5) 第15項の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同項中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、同項第2号中「特定症候」とあるのは「指定症状」と、同項第4号中「療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は療養手当」とあるのは「療養費又ははり・きゅう施術・温泉療養費」と読み替えるものとする。
- (6) 第20項第10号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同項同号中「裁判所所見に基づく一時金等対象者」とあるのは「裁判所所見に基づく療養費対象者」と、「本項の救済措置対象者」とあるのは「本項の療養費対象者」と、「救済措置対象者に対する支給」とあるのは「療養費対象者に対する支給」と読み替えるものとする。

23 療養費対象者に対する支給

- (1) 第16項、第17項、第19項第1号及び第3号並びに第21項第2号及び第3号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、第16項第1号及び同項第3号から第5号まで、第17項第1号並びに第18項第1号中「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、第16項第1号及び第3号、第17項第1号並びに第19項第1号中「特定症候」とあるのは「指定症状」と、第19項第3号中「療養費及び療養手当」とあるのは「療養費」と、第21項第2号中「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」と、「救済措置の対象となる症状」とあるのは「指定症状」と、第16項第3号中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と読み替えるものとする。
- (2) 療養費対象者に対する支給は、水俣病被害者手帳の交付を受けた日の属する月の翌月から効力を有する。ただし、その申請のあった日の属する月から水俣病被害者手帳の交付までに3ヶ月を経過した場合は、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は離島加算の支給は、その申請のあった日の属する月の3ヶ月後の月より行う（ただし、当該医療事業及び要綱に定める申請者医療事業により既に同様の支給を受けている場合はこの限りでない。）。

6. 第19項から第21項を削除し、第18項を第19項とする。

7. 第19項の次に次の2項を加える。

20 救済措置対象者

- (1) 救済措置の対象は、次の要件のいずれかに該当することにより、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者のう

ち、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者（医療手帳交付者を除く。）であると認められるものとする。

ア 昭和43年12月31日以前に、対象地域（熊本県又は鹿児島県の地域に限る。）に1年以上居住していたため、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和40年12月31日以前に、対象地域（新潟県の地域に限る。）に1年以上居住していたため、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者

イ 昭和43年12月31日以前に対象地域（熊本県又は鹿児島県の地域に限る。）に1年以上居住していなかった者であっても、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認めるのに相当な理由がある者（母体を経由してメチル水銀のばく露を受けた可能性がある場合を含む。以下同じ。）又は昭和40年12月31日以前に対象地域（新潟県の地域に限る。）に1年以上居住していなかった者であっても、阿賀野川の魚介類を多食したと認めるのに相当な理由がある者

- (2) 第14項第2号の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、同号中「医療手帳の交付の対象」とあるのは、「救済措置の対象」と読み替えるものとする。
- (3) 救済措置の対象となることを求める者は、関係県知事にその旨を申請しなければならない。
- (4) 前号の申請には、次の書類を添付しなければならない。

ア 過去に通常起り得る程度を超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があることを証する資料。ただし、当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の資料があるときは、その旨を申し出ることにより、本資料の提出に代えることができる。

イ 救済措置の対象となる症状についての関係県知事が指定する医療機関の医師の診断書（以下「検査所見書」という。）。ただし、水俣病に係る認定の申請や当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の診断書があるときは、その旨を申し出ることにより、検査所見書の提出に代えることができる。

ウ 救済措置の対象となる症状についての関係県知事が定める要件に該当する専門医の所定の記載事項を満たす診断書（以下「提出診断書」という。）。ただし、水俣病に係る認定の申請や当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の診断書があるときは、その旨を申し出ることにより、提出診断書の提出に代えることができる。また、提出診断書を提出しない旨を申し出た者、提出診断書を提出しない旨の申し出をせず3ヶ月以内に提出のなかつた者にあっては、提出することを要しない。

- (5) 関係県知事は、第3号の申請を受理したときは、審査し、第1号の要件に該当すると認めた場合は、救済措置対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付する。

- (6) 関係県知事は、前号の審査を行うにあたっては、あらかじめ、学識経験者からなる判定検討会の意見を聴かなければならない。なお、判定検討会の委員は、原則として、判定を受けられる個々人の検査所見書又は提出診断書を作成した医師を選任しないこととするが、選任すべき特段の理由がある場合は、これを認めることとする。この場合は、当該委員が作成した診断書を用いた判定には参加できることとし、この判定には、別途選任する臨時委員が参加できることとする。
- (7) 判定検討会は、関係県知事から意見を聴かれたときは、第1号の要件に該当するかどうかについては、検査所見書及び提出診断書を総合して判断し意見を述べるものとする。ただし、提出診断書を提出することを要しないとされる者の申請に係る場合にあっては、検査所見書により判断し、意見を述べるものとする。
- (8) 第3号の申請に対して第5号の審査を受けた者は、再度、第3号の申請をすることができない。ただし、判定検討会において、提出された検査所見書又は提出診断書のみでは救済措置の対象となる症状が認められない者であっても、家族の中に既に水俣病に係る認定を受けた者がいるなど、メチル水銀の影響を受けた可能性が高い一定の要件を満たすと判定検討会が認める者にあっては、再度、検査所見書又は提出診断書の追加提出を受け付け、第5号の審査を受けることができるることとする。
- (9) 第15項の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、同項中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、同項第2号中「特定症候」とあるのは「救済措置の対象となる症状」と読み替えるものとする。
- (10) ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求事件に係る和解協議における熊本地方裁判所所見（平成22年3月15日。以下「裁判所所見」という。）に基づく一時金等対象者となった者は、本項の救済措置対象者とみなし、次項の支給を受けることができるものとする。

2.1 救済措置対象者に対する支給

- (1) 第16項から第19項の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、第16項第1号及び同項第3号から第5号まで、第17項第1号、第18項第1号並びに第19項第1号中「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、第16項第1号及び第3号、第17項第1号、第18項第1号並びに第19項第1号中「特定症候」とあるのは「救済措置の対象となる症状」と、第18条第1号及び第19条第2号中「23,500円」とあるのは「17,700円」と、「21,200円」とあるのは「15,900円」と、「17,200円」とあるのは「12,900円」と読み替えるものとする。
- (2) 関係県知事は、救済措置対象者のうち、離島（島外の医療機関への交通手

段が船舶又は航空機以外にない島をいう。)に居住する者が、救済措置の対象となる症状に関連して、島外の医療機関等に通院して健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス(緊急時施設療養を除く。)又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスを受けたときは、その者に対し、離島加算を支給する。

(3) 離島加算は、月を単位として支給するものとし、一月につき1,000円を限度とする。

(4) 救済措置対象者に対する支給は、水俣病被害者手帳の交付を受けた日の属する月の翌月から効力を有する。ただし、その申請のあった日の属する月から水俣病被害者手帳の交付までに3ヶ月を経過した場合は、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費、療養手当又は離島加算の支給は、その申請のあった日の属する月の3ヶ月後の月より行う(ただし、当該医療事業及び要綱に定める申請者医療事業により既に同様の支給を受けている場合はこの限りでない。)。

8. 第17項(1)中「医療手帳交付者(第18項第1号に掲げる者を除く。)」を「医療手帳交付者(第19項第1号に掲げる者を除く。)」に改め、同項を第18項とする。

9. 第16項(1)中「医療手帳交付者(第18項第1号に掲げる者を除く。)」を「医療手帳交付者(第19項第1号に掲げる者を除く。)」に改め、同項を第17項とする。

10. 第15項(1)中「規定による療養」の後に「(妊娠・出産、歯科及び交通事故等の他人の加害による疾病等に係る医療を除く。)」を加え、同項(2)中「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」を「診療報酬の算定方法(平成22年厚生労働省告示第69号)」に、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)」を「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成22年厚生労働省告示第74号)」に改め、同項を第16項とする。

11. 第14項(1)中「第13項第2号ウからカまでに該当するとき。」を「第14項第2号ウからカまでに該当するとき。」に改め、同項を第15項とする。

12. 第13項(1)中「四肢末端の感覺障害」を「四肢末梢優位の感覺障害」に改め、同項(2)ア中「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。)」を「補償法」に改め、同項を第14項とする。

13. 第6項から第12項を一項ずつ繰り下げる。

14. 第5項中「対象者」の後に「(健康不安者のフォローアップの対象者を含む。以下この章において同じ。)」を加え、同項を第6項とする。

15. 第5項として次の項を加える。

5 健康不安者のフォローアップの対象者

次の要件のいずれかに該当する者は、前二項の要件に関わらず健康管理事業の対象者とする。

ア 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「特措法」という。）第5条に基づく救済措置（以下単に「救済措置」という。）の申請を行った者で、救済措置又は特措法第6条に規定する水俣病被害者手帳のいずれの対象にも該当しないとされた者のうち、熊本県及び鹿児島県にあっては昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県にあっては昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴え、登録する者

イ 平成22年5月1日現在において、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）第4条第2項の規定による水俣病に係る認定（以下単に「水俣病に係る認定」という。）の申請を行っている者で、救済措置の受付が終了した後に水俣病に係る認定を行わない旨の通知を受けた者のうち、熊本県及び鹿児島県にあっては昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県にあっては昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴え、登録する者

16. 附則第1項及び第2項を削り、次のように改める。

1 第20項第3号及び第22項第1号アの申請については、平成22年5月1日から受付を開始するものとする。

2 改正前の要領に基づく保健手帳の交付の申請については、平成22年7月31日に終了するものとする。保健手帳の交付に係る一連の手続きは改正前の要領に従うこととするが、申請者が改正前の要領に定める保健手帳の交付の対象に該当した場合は、保健手帳ではなく水俣病被害者手帳を交付することとする。なお、平成22年5月1日以降に保健手帳の交付の申請を行う者については、第20項第3号の申請と重複して申請できないものとする。

3 第22項第1号アの申請については、平成22年7月末日を目途に終了するものとする。

4 第20項第3号の申請については、平成22年5月1日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者及び水俣病に係る認定の申請を行っている者で、これらに代えて同号の申請を行おうとする者については、関係県知事は、原則として平成22年度中にはその申請に基づき判定を終え、救済措置対象者及び療養費対象者を確定して救済を行うこととする。その上で、新たに救済を求める者については、平成23年末までの申請の状況を、水俣病被害者団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極めることとする。

環保企第14号
平成8年1月12日
環保企第81号
一部改正平成11年3月25日
環保企第84号
一部改正平成12年3月27日
環保企第852号
一部改正平成13年9月26日
環保企第275号
一部改正平成15年3月24日
環保企発第050929004号
一部改正平成17年9月29日
環保企発第060324005号
一部改正平成18年3月24日
環保企発第060925002号
一部改正平成18年9月25日
環保企発第070326013号
一部改正平成19年3月26日
環保企発第080328009号
一部改正平成20年3月28日
環保企発第100430004号
一部改正平成22年4月30日

水俣病総合対策実施要領

第1章 総則

1 通則

水俣病総合対策費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく健康管理事業及び医療事業の実施については、要綱に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

第2章 健康管理事業

2 実施主体

実施主体は、新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市（以下「関係県市」という。）とする。

3 対象地域

健康管理事業の対象地域は、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露の可能性があつたと認められる地域として関係県市の長が定める地域（以下この章において「対象地域」という。）とする。

4 対象者

健康管理事業の対象者は、熊本県又は鹿児島県にあっては昭和43年12月31日以前に、新潟県にあっては昭和40年12月31日以前に県が定める地域に居住することにより通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者であつて、現在も対象地域に居住している者とする。

5 健康不安者のフォローアップの対象者

次の要件のいずれかに該当する者は、前二項の要件に関わらず健康管理事業の対象者とする。

ア 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「特措法」という。）第5条に基づく救済措置（以下単に「救済措置」という。）の申請を行った者で、救済措置又は特措法第6条に規定する水俣病被害者手帳のいずれの対象にも該当しないとされた者のうち、熊本県及び鹿児島県にあっては昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県にあっては昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴え、登録する者

イ 平成22年5月1日現在において、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）第4条第2項の規定による水俣病に係る認定（以下単に「水俣病に係る認定」という。）の申請を行っている者で、救済措置の受付が終了した後に、水俣病に係る認定を行わない旨の通知を受けた者のうち、熊本県及び鹿児島県にあっては昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県にあっては昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴え、登録する者

6 健康診査

(1) 健康診査の実施

関係県市は、対象者（健康不安者のフォローアップの対象者を含む。以下この章において同じ。）に対し、メチル水銀による健康影響に関する健康診査を実施するものとする。

(2) 健康診査後の指導

関係県市は、健康診査の結果、指導又は医療の必要があると判定された者に対し、生活上

及び療養上の指導又は医療機関への受診の指導を行うことができる。

(3) 既存制度の活用

前二号の事業を、既存の健康診査制度を活用して実施する場合、健康診査制度と本事業とが重複する内容については、既存の健康診査制度を活用することとする。

7 健康教室

関係県市は、健康増進を目的とした講習会や行事等の健康教室を開催することができる。ただし、講習会や行事毎の参加者は、対象者が過半数を占めるものとする。

8 訪問保健指導

関係県市は、対象者のうち、その心身の状況や、置かれている環境などで療養上の訪問保健指導が必要と認められる者及びその家族に対し、保健師等が家庭を訪問し、生活上及び療養上の指導又は医療機関への受診の指導を行うことができる。ただし、健康増進法あるいは介護保険法に基づく訪問指導を受ける場合を除く。

9 メンタルヘルス・ケア

関係県市は、対象者に対し、心の健康増進に資することを主眼として、精神保健福祉士や臨床心理技術者等の専門家による個別ケアを行うことができる。

10 地域健康管理従事者研修

関係県市は、地域健康管理従事者研修を実施し、健康管理事業に従事する者の養成及び資質の向上を図ることができる。

11 市町村等関係機関の協力

関係県市は、健康管理事業を実施するに当たり、関係市町村の協力を得て、地域の実情に応じた形で実施するものとする。

第3章 医療事業

12 実施主体

実施主体は、新潟県、熊本県及び鹿児島県（以下「関係県」という。）とする。

13 対象地域

医療事業の対象地域は、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露の可能性があり、水俣病患者が多発した地域として関係県知事が定める地域（以下この章において「対象地域」という。）とする。

14 医療手帳の交付の対象

- (1) 医療手帳の交付の対象は、次の要件のいずれかに該当することにより通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者であって水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害（その原因が明らかであるものを除く。以下「特定症候」という。）を有すると認められるものとする。
- ア 昭和43年12月31日以前に、対象地域（熊本県又は鹿児島県の地域に限る。）に相当期間居住しており、かつ、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和40年12月31日以前に、対象地域（新潟県の地域に限る。）に相当期間居住しており、かつ、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者
- イ 昭和43年12月31日以前に、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和40年12月31日以前に、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者であって関係県知事が適当と認める者
- (2) 前号の規定にかかわらず、次の者については、医療手帳の交付の対象としない。
- ア 旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号。以下「救済法」という。）第3条第1項又は水俣病に係る認定を受けた者（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）第5条第1項の規定により補償法による認定を受けたものとみなされた者を含む。以下同じ。）
- イ 水俣病にもみられる症状に関して損害賠償を得た者
- ウ 水俣病に係る認定の申請をしている者
- エ 水俣病に係る認定に関する処分について不服申立てをしている者
- オ 水俣病に係る認定に関する処分の取消の訴えを提起している者
- カ 水俣病にもみられる症状に関して損害賠償を求める行為をしている者

15 医療手帳の失効

医療手帳は、当該手帳の交付を受けた者（以下「医療手帳交付者」という。）が、次の要件のいずれかに該当するに至ったときは、失効する。失効した医療手帳は速やかに関係県知事に返還しなければならない。

- (1) 第14項第2号ウからカまで該当するとき。
- (2) 特定症候の原因が明らかになったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は療養手当の支給を受けたとき。

16 療養費の支給

- (1) 関係県知事は、医療手帳交付者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に

による被保険者、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者又は被扶養者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護者又は要支援者に限る。以下本項において同じ。）が医療機関（健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者を含む。）又は薬局（以下「医療機関等」という。）において特定症候に関連して医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の規定による療養（妊娠・出産、歯科及び交通事故等の他人の加害による疾病等に係る医療を除く。）を受けたときは、その者に対し、当該療養に要した費用の額を限度として療養費を支給する。ただし、法令により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。

- (2) 前号の療養費の額は、「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」により算出した額の合計額から医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の規定による療養に関する給付に關し保険者が負担すべき額を控除した額を限度とする。
- (3) 医療手帳交付者は、医療機関等で特定症候に関連して療養を受けようとするときは、当該医療機関等に医療手帳を提出しなければならない。ただし、やむをえない理由があるときはこの限りでない。
- (4) 関係県知事は、医療手帳交付者が医療機関等で療養を受けた場合には、療養費として当該対象者に支給すべき額の限度において、その者が当該療養に關し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。
- (5) 前号の規定による支払いがあったときは、当該医療手帳交付者に対し、療養費の支給があったものとみなす。
- (6) 療養費は月を単位として支給するものとする。

17 はり・きゅう施術・温泉療養費の支給

- (1) 関係県知事は、医療手帳交付者（第19項第1号に掲げる者を除く。）が特定症候に關連して、はり師又はきゅう師（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭

和22年法律第217号)により免許を受けたはり師又はきゅう師に限る。以下同じ。)から、はり又はきゅうの施術(前項の療養費の支給の対象となる施術を除く。)を受けたとき及び温泉療養を行ったときは、その者に対し、はり・きゅう施術・温泉療養費を支給する。

- (2) はり・きゅう施術・温泉療養費は、月を単位として支給するものとし、一月につき7,500円を限度とする。

18 療養手当の支給

- (1) 関係県知事は、医療手帳交付者(第19項第1号に掲げる者を除く。)が特定症候に関連して次に掲げる程度の療養を受けたときは、次に掲げる額を限度として、療養手当を支給する。

ア その月において健康保険法第63条第1項第5号の療養、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス(緊急時施設療養に限る。)又は第3号の指定介護療養施設サービスを受けることを要した者

1月につき23,500円

イ その月において健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス(緊急時施設療養を除く。)又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスを受けることを要した者(アに掲げる者を除く。)

次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

- ① その者が70歳以上である場合 1月につき21,200円
② その者が70歳未満である場合 1月につき17,200円

- (2) 療養手当は、月を単位として支給するものとする。

19 在外の医療手帳交付者に対する療養費等の支給

- (1) 関係県知事は、医療手帳交付者(日本国内に居住地及び現在地を有しない者であつて、居住国の医療機関において療養を受けたとき(医師が発行した処方箋により医薬品の調剤を受けたときを含む。)に支払った費用について、支給を希望する者のうち、関係県知事が療養費を支給することが適当であるとあらかじめ認めた者に限る。)が特定症候に関連して療養を受けたときは、その者に対し、次に掲げる額を限度として、療養費(自己負担した額に限る。)を支給する。

ア 健康保険法第63条第1項第5号の療養、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス(緊急時施設療養に限る。)又は第3号の指定介護療養施設サービスに相当する療養若しくはサービスを受けたとき

1月につき50,000円

イ 健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保健法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス(緊急時施

設療養を除く。) 又は介護保険法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービスに相当する療養若しくはサービス (アに掲げる療養又はサービスを除く。) を受けたとき

1 年につき 75,000 円

- (2) 関係県知事は、前号に掲げる者が特定症候に関連して次に掲げる程度の療養を受けたときは、次に掲げる額を限度として、療養手当を支給する。

ア その月において前号アに掲げる療養又はサービスを受けることを要した者

1 月につき 23,500 円

イ その月において前号イに掲げる療養又はサービスを受けることを要した者 (アに掲げる者を除く。)

① その者が 70 歳以上である場合 1 月につき 21,200 円

② その者が 70 歳未満である場合 1 月につき 17,200 円

- (3) 前二号に掲げる療養費及び療養手当は、月を単位に取りまとめて、支給するものとする。

20 救済措置対象者

- (1) 救済措置の対象は、次の要件のいずれかに該当することにより、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者のうち、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者 (医療手帳交付者を除く。) であると認められるものとする。

ア 昭和 43 年 12 月 31 日以前に、対象地域 (熊本県又は鹿児島県の地域に限る。) に 1 年以上居住していたため、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和 40 年 12 月 31 日以前に、対象地域 (新潟県の地域に限る。) に 1 年以上居住していたため、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者

イ 昭和 43 年 12 月 31 日以前に対象地域 (熊本県又は鹿児島県の地域に限る。) に 1 年以上居住していなかった者であっても、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認めるのに相当な理由がある者 (母体を経由してメチル水銀のばく露を受けた可能性がある場合を含む。以下同じ。) 又は昭和 40 年 12 月 31 日以前に対象地域 (新潟県の地域に限る。) に 1 年以上居住していなかった者であっても、阿賀野川の魚介類を多食したと認めるのに相当な理由がある者

- (2) 第 14 項第 2 号の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、同号中「医療手帳の交付の対象」とあるのは、「救済措置の対象」と読み替えるものとする。

- (3) 救済措置の対象となることを求める者は、関係県知事にその旨を申請しなければならない。

- (4) 前号の申請には、次の書類を添付しなければならない。

ア 過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があることを証する資料。ただし、当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の資料があるときは、その旨を申し出ることにより、本資料の提出に代えることができる。

イ 救済措置の対象となる症状についての関係県知事が指定する医療機関の医師の診断書

(以下「検査所見書」という。)。ただし、水俣病に係る認定の申請や当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の診断書があるときは、その旨を申し出ることにより、検査所見書の提出に代えることができる。

ウ 救済措置の対象となる症状についての関係県知事が定める要件に該当する専門医の所定の記載事項を満たす診断書(以下「提出診断書」という。)。ただし、水俣病に係る認定の申請や当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の診断書があるときは、その旨を申し出ることにより、提出診断書の提出に代えることができる。また、提出診断書を提出しない旨を申し出た者、提出診断書を提出しない旨の申し出をせず3ヶ月以内に提出のなかつた者にあっては、提出することを要しない。

- (5) 関係県知事は、第3号の申請を受理したときは、審査し、第1号の要件に該当すると認めた場合は、救済措置対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付する。
- (6) 関係県知事は、前号の審査を行うにあたっては、あらかじめ、学識経験者からなる判定検討会の意見を聴かなければならぬ。なお、判定検討会の委員は、原則として、判定を受けられる個々人の検査所見書又は提出診断書を作成した医師を選任しないこととするが、選任すべき特段の理由がある場合は、これを認めることとする。この場合は、当該委員が作成した診断書を用いた判定には参加できることとし、この判定には、別途選任する臨時委員が参加できることとする。
- (7) 判定検討会は、関係県知事から意見を聴かれたときは、第1号の要件に該当するかどうかについては、検査所見書及び提出診断書を総合して判断し意見を述べるものとする。ただし、提出診断書を提出することを要しないとされる者の申請に係る場合にあっては、検査所見書により判断し、意見を述べるものとする。
- (8) 第3号の申請に対して第5号の審査を受けた者は、再度、第3号の申請をすることができない。ただし、判定検討会において、提出された検査所見書又は提出診断書のみでは救済措置の対象となる症状が認められない者であっても、家族の中に既に水俣病に係る認定を受けた者がいるなど、メチル水銀の影響を受けた可能性が高い一定の要件を満たすと判定検討会が認める者にあっては、再度、検査所見書又は提出診断書の追加提出を受け付け、第5号の審査を受けることができるることとする。
- (9) 第15項の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、同項中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、同項第2号中「特定症候」とあるのは「救済措置の対象となる症状」と読み替えるものとする。
- (10) ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求事件に係る和解協議における熊本地方裁判所所見(平成22年3月15日。以下「裁判所所見」という。)に基づく一時金等対象者となった者は、本項の救済措置対象者とみなし、次項の支給を受けることができるものとする。

- (1) 第16項から第19項の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、第16項第1号及び同項第3号から第5号まで、第17項第1号、第18項第1号並びに第19項第1号中「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、第16項第1号及び第3号、第17項第1号、第18項第1号並びに第19項第1号中「特定症候」とあるのは「救済措置の対象となる症状」と、第18条第1号及び第19条第2号中「23,500円」とあるのは「17,700円」と、「21,200円」とあるのは「15,900円」と、「17,200円」とあるのは「12,900円」と読み替えるものとする。
- (2) 関係県知事は、救済措置対象者のうち、離島（島外の医療機関への交通手段が船舶又は航空機以外にない島をいう。）に居住する者が、救済措置の対象となる症状に関連して、島外の医療機関等に通院して健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス（緊急時施設療養を除く。）又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスを受けたときは、その者に対し、離島加算を支給する。
- (3) 離島加算は、月を単位として支給するものとし、一月につき1,000円を限度とする。
- (4) 救済措置対象者に対する支給は、水俣病被害者手帳の交付を受けた日の属する月の翌月から効力を有する。ただし、その申請のあった日の属する月から水俣病被害者手帳の交付までに3ヶ月を経過した場合は、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費、療養手当又は離島加算の支給は、その申請のあった日の属する月の3ヶ月後の月より行う（ただし、当該医療事業及び要綱に定める申請者医療事業により既に同様の支給を受けている場合はこの限りでない。）。

22 療養費対象者

- (1) 水俣病被害者手帳の交付の対象は、第20項第5号の救済措置対象者のほか、次に定める療養費対象者とする。
- ア 平成22年5月1日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者であって、第20項第3号の申請を行わず療養費の支給のみを求めるもの。この場合、関係県知事にその旨を申請しなければならない。
- イ 第20項第3号の申請をし、救済措置対象者とならなかった者のうち、第20項第1号又はイのいずれかに該当することにより過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者であって、別に定める水俣病にもみられる神経症状（その原因が明らかであるものを除く。以下「指定症状」という。）を有すると認められるもの（医療手帳交付者を除く。）。
- ウ 療養費対象者となることを求め、関係県知事にその旨を申請し、第3号ウにより認められた者（第20項第4号の規定は、この申請をした者について準用する。この場合において「救済措置の対象」とあるのは「療養費の対象」と読み替えるものとする。）。
- (2) 第14項第2号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同号中「医

療手帳の交付の対象」とあるのは、「療養費の対象」と読み替えるものとする。

- (3) 関係県知事は、次に定める要件に該当すると認めた場合は、療養費対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付する。
- ア 第1号アの申請を受理し、これを認めたとき
 - イ 第20項第3号の申請をした者に対し、第20項第1号に該当しないことを理由として救済措置対象者とならなかった者について、併せて、当該申請をした者が第1号イに該当するかどうかを審査し、同号に該当すると認めたとき
 - ウ 第1号ウの申請を受理し、第1号イの要件に該当するかどうかを審査し、同号に該当すると認めたとき
- (4) 関係県知事は、前号イ又はウの審査を行うに当たっては、あらかじめ、第20項第6号の判定検討会の意見を聴かなければならない。
- (5) 第15項の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同項中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、同項第2号中「特定症候」とあるのは「指定症状」と、同項第4号中「療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は療養手当」とあるのは「療養費又ははり・きゅう施術・温泉療養費」と読み替えるものとする。
- (6) 第20項第10号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同項同号中「裁判所所見に基づく一時金等対象者」とあるのは「裁判所所見に基づく療養費対象者」と、「本項の救済措置対象者」とあるのは「本項の療養費対象者」と、「救済措置対象者に対する支給」とあるのは「療養費対象者に対する支給」と読み替えるものとする。

23 療養費対象者に対する支給

- (1) 第16項、第17項、第19項第1号及び第3号並びに第21項第2号及び第3号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、第16項第1号及び同項第3号から第5号まで、第17項第1号並びに第18項第1号中「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、第16項第1号及び第3号、第17項第1号並びに第19項第1号中「特定症候」とあるのは「指定症状」と、第19項第3号中「療養費及び療養手当」とあるのは「療養費」と、第21項第2号中「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」と、「救済措置の対象となる症状」とあるのは「指定症状」と、第16項第3号中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と読み替えるものとする。
- (2) 療養費対象者に対する支給は、水俣病被害者手帳の交付を受けた日の属する月の翌月から効力を有する。ただし、その申請のあった日の属する月から水俣病被害者手帳の交付までに3ヶ月を経過した場合は、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は離島加算の支給は、その申請のあった日の属する月の3ヶ月後の月より行う（ただし、当該医療事業及び要綱に定める申請者医療事業により既に同様の支給を受けている場合はこの限りでない。）。

24 報告の徴収等

関係県知事は、この要領を施行するため必要があると認めるときは、救済措置対象者若しくは療養費対象者、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費若しくは療養手当の支給を受け、若しくは受けようとする者又はその者が療養を受けた医療機関等若しくはその者がはり若しくはきゅうの施術を受けたはり師若しくはきゅう師若しくはその者が温泉療養を行った施設に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

第4章 雜則

25 国の補助

国は、予算の範囲内において、関係県市がこの事業のために支出した費用に対し、その10分の8（健康管理事業にかかる経費、医療手帳の交付を受けた者にかかる経費のうち環境大臣の定める経費並びに療養費対象者が、改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者のうち平成17年10月31日以前に保健手帳の交付を受けた者である場合であって、当該者が第22項第3号アにより水俣病被害者手帳を交付された場合、その者にかかる療養費又ははり・きゅう施術・温泉療養費の経費のうち環境大臣の定める経費についてはその2分の1）を補助するものとする。

26 経過措置

平成22年5月1日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者に対しては、関係県知事が、第20項第5号若しくは第22項第3号により救済措置対象者若しくは療養費対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付するまでの間又は関係県知事が、第20項第3号の申請をした者に対し、第20項第1号若しくは第22項第1号イ若しくは同号ウに該当しないことを理由として救済措置対象者若しくは療養費対象者としない旨を通知するまでの間は、従前の例により療養費等を支給する。

27 関係者の留意事項

環境省及び関係県市は、要綱及びこの要領の施行に当たって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するとともに、特に個人が特定され得る情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨指導するものとする。

28 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

- 1 第20項第3号及び第22項第1号アの申請については、平成22年5月1日から受付を開始するものとする。
- 2 改正前の要領に基づく保健手帳の交付の申請については、平成22年7月31日に終了するものとする。保健手帳の交付に係る一連の手続きは改正前の要領に従うこととするが、申請者が改正前の要領に定める保健手帳の交付の対象に該当した場合は、保健手帳ではなく水俣病被害者手帳を交付することとする。なお、平成22年5月1日以降に保健手帳の交付の申請を行う者については、第20項第3号の申請と重複して申請できないものとする。
- 3 第22項第1号アの申請については、平成22年7月末日を目途に終了するものとする。
- 4 第20項第3号の申請については、平成22年5月1日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者及び水俣病に係る認定の申請を行っている者で、これらに代えて同号の申請を行おうとする者については、関係県知事は、原則として平成22年度中にはその申請に基づき判定を終え、救済措置対象者及び療養費対象者を確定して救済を行うこととする。その上で、新たに救済を求める者については、平成23年末までの申請の状況を、水俣病被害者団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極めることとする。